議案第49号

区議会提出議案に関する意見聴取 (世田谷区保育料条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和5年6月6日

(提出者) 世田谷区教育委員会 教育長 渡部 理枝

(提案説明)

世田谷区保育料条例の一部を改正する条例の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出する。



5世総第167号 令和5年5月31日

世田谷区教育委員会 教育長 渡部 理枝 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

1 案件名

- (1) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 世田谷区保育料条例の一部を改正する条例
- (7)世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の一部を改正する条例

2 案 文 別紙のとおり

- 3 提案議会 令和5年第2回世田谷区議会定例会
- 4 回答期限 令和5年6月6日(火)
- 5 担 当総務部総務課総務係 水芦 内線2064

議案第 号

世田谷区保育料条例の一部を改正する条例上記の議案を提出する。

令和5年6月14日 提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) こども家庭庁の設置に伴う子ども・子育て支援法の改正により、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区保育料条例の一部を改正する条例

世田谷区保育料条例(平成26年12月世田谷区条例第54号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に、「同項第2 号又は第3号」を「同条第2号又は第3号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区保育料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区保育料条例	○世田谷区保育料条例
平成26年12月8日条例第54号	平成26年12月8日条例第54号
第1条 (略)	第1条 (略)
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各
号に定めるところによる。	号に定めるところによる。
(1) 区立保育園 世田谷区立保育園条例(昭和27年8月世田谷区	(1) 区立保育園 世田谷区立保育園条例(昭和27年8月世田谷区
条例第13号)第1条の規定に基づき設置した保育園をいう。	条例第13号)第1条の規定に基づき設置した保育園をいう。
(2) 教育・保育給付認定子ども 法第20条に規定する小学校就学	(2) 教育・保育給付認定子ども 法第20条に規定する小学校就学
前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を有	前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を有
すること及びその該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子	すること及びその該当する法 <u>第19条第1項</u> 各号に掲げる小学校就
どもの区分についての認定並びに <mark>同条</mark> 第2号又は第3号に掲げる	学前子どもの区分についての認定並びに <u>同項</u> 第2号又は第3号に
小学校就学前子どもに該当すると認められた小学校就学前子ども	掲げる小学校就学前子どもに該当すると認められた小学校就学前
に係る保育必要量の認定に係る小学校就学前子どもをいう。	子どもに係る保育必要量の認定に係る小学校就学前子どもをい
	う。
2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義	2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義
は、法において使用する用語の例による。	は、法において使用する用語の例による。
第3条~第11条 (略)	第3条~第11条 (略)
附則 (略)	附則 (略)
別表第1 (略)	別表第1 (略)
別表第2 (略)	別表第2 (略)